

果樹剪定枝を「バイオ炭」へ

# 無煙炭化器

## 最大14日間無料貸出

### バイオ炭による土壌改良効果

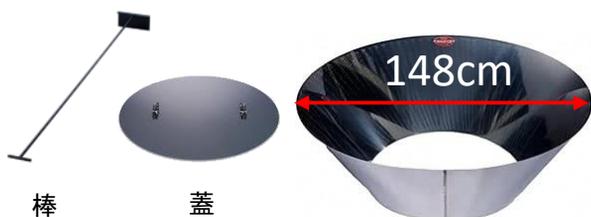
バイオ炭を土に混ぜると、土の保水性・浸水性・通気性を高め、植物の生育を助けます。木炭は土壌改良剤として使用が認められており、生物性・物理性・化学性の観点から、効果が期待できます。

写真引用先：モキ製作所HP

### いずれか1セット貸出

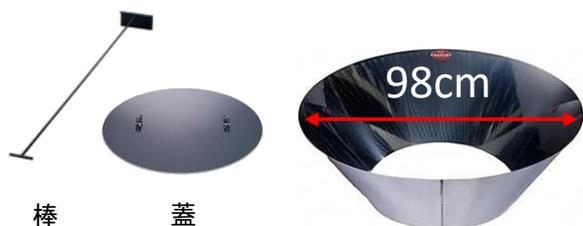
#### 直径150cmセット

生成量：450ℓ／回  
寸法：直径148cm×高さ45cm  
重量：23kg



#### 直径100cmセット

生成量：150ℓ／回  
寸法：直径98cm×高さ34cm  
重量：7.2kg



※画像はイメージです

### 貸出対象者

1. 市内に住所又は農地を有する果樹生産者または農業法人
2. 地域の果樹産業の維持及び発展に向けた活動を行う農業者団体
3. 町内会や伊達市民等により構成された環境保全活動等に取り組む非営利団体

申込み方法は裏面をご確認ください。

# 無煙炭化器とは

無煙炭化器は、独自の形状により、縁で渦を巻くように燃焼する特徴的な対流燃焼を発生させ、未燃焼ガス（煙）が引き込まれて燃焼することによって、煙の発生が生じにくくなるとともに、外部からの空気が入りこまないため、酸欠による炭化が促進され、比較的短時間でバイオ炭が生成することができる機器です。

## 無煙炭化器のイメージ



引用先：モキ製作所HP

## 貸出期間

原則14日以内（土日祝日を含む）

## 貸出費用

無料 ※無煙炭化器の運搬及び稼働に要する一切の経費は、借受者の負担となります。

## お申し込み方法

「無煙炭化器貸出申込書」を産業部農政課窓口に提出

## 借受け～返却までの主な流れ

1



貸出申込書を市農政課へ提出し、貸出可能か確認・借受け

2



使用前日までに消防署へ書類の届け出を行い、市生活環境課に連絡

3



14日以内に炭化器を利用し、返却時に市農政課へ使用報告書を提出

## 無煙炭化器を使用する際の注意事項

- 使用する都度、前日までに下記までに下記の手続きを済ませてください。
  - ① お近くの消防署に「火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生おそれのある行為の届出書」を2部提出
  - ② 伊達市市民生活部生活環境課（024-575-1228）に連絡
- ゴミ等の廃棄物の処理のために使用しないでください。法律で禁止されている廃棄物の「野焼き」になり、罰金や懲役が科せられます。
- 使用中は何が起きても対応できるように、その場を離れないでください。
- 風が強い場合は、火の粉が飛ぶおそれがありますので、使用しないでください。
- 借受者による備品の使用及び保管に起因し、損害が発生した場合、当該借受者とその損害額を負担するものとし、市はその損害額を負担しません。



詳しくは市HPをご確認ください。